

つねの御所にて三ごん参る、志よこんはうそう、二こんかべに御ひら、三ごんふな御はいせんす
け殿ながはしいよ殿女御はいせん、女中御とをりあり、その、ち御ゆきの、上御たき火にて御
はんじゆくもしたゞ、日しづく也、めでたし、
興セシモノナリ、

○按ズルニ女御入内ノ儀ハ、南北朝ノ頃ヨリ久シク廢絶セシガ、是ニ至リテ、豊臣秀吉之ヲ再

〔観聽草五集七〕女御入内之記

こゝに大樹秀忠川すゑの御姫君、御年比に成給しより、たゞならぬ御瑞相ありて、御かしづきも
あさからぬおはしけり、女御にそなはらせ給ふべきにさだまりねれば、辭し給ふべきにもあら
ず、あらかじめ御まうけし給ひ、元和六のとし五月はじめの八日に、江戸の柳營を出御ならせ給
ふ、執事酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、ならびに松平右衛門大夫正久以下の侍あまた扈從せ
られ、前後の警蹕瑠輿侍女の乗物、御調度の運送、道すがらの行粧薦次を正し、事ゆへなう同じき
後の八日の京都へいらせ給ふ見物の貴賤ちまたをさへぎり、阡陌の紅塵雲に連る、二條の御所
に移らせ給ふべければ、内との御使もたび重り、まして諸家の輩参りつゞへり、かくて御入内の
式法さまぐにとりつくのはせ給ふ、天文暦の博士に仰せて其良辰をえらばせ、みな月十八日
にぞ定らる、先は國母の女院にうつらせ給ふべき宣旨ありて、舊例にもいやまし御儀式ことご
とく、う催され、公卿大夫に至るまで、供奉のよそほひ華麗を盡し、六月二日に鳳輦をめぐらし三
つの位にあがらせ給ふ、めでたかりし次第也、同じき十二日には、關白殿、近衛殿、八條殿おのづ
二條の御前へ渡御ありて、忠世利勝以下の侍臣等をめされて、其事の法要をゆだねてのたまは
せきかせらる、殊には御調度の具そづく、高覽に備ふ、おほみきなを奉り、御土器とりぐにし
て還御ならせ給ふやうく、其日も近づきにければ、二條の御所より大内までのあひだ、行啓の